

**くらしの豆知識 後払い決済のトラブルに注意!**

【事例1】学生の娘が無断で、後払いできるプリペイドカードのアプリをダウンロードし、3万円分をチャージして買い物に使用した。その後、支払いを放置していたようで、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた。

【事例2】SNSで「簡単に稼げる副業サイト」の広告を見て連絡を取り「稼ぐためのマニュアル」を5,000円で購入するよう言われ、チャージ式プリペイドカードの後払い決済で支払った。マニュアルは役に立たず、サイト業者とも連絡が取れなくなった。私は中学生で、親には相談していない。

先に商品を手に入れ、後でコンビニなどにて支払いができる「後払い決済サービス」は、クレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として消費者の関心が高いサービスです。

年齢制限を設けていない、利用条件が厳しくない、電話番号やメールアドレスなどを入力するだけで利用できるようなサービスもあり、簡単なため、未成年者が本来は親権者の同意を得ていないのにも関わらず、安易に後払い決済をし、トラブルになったという相談が寄せられています。

**【消費者へのアドバイス】**

- ①後払い決済サービスを利用する際は、親権者などの同意を得るようにし、支払えるか否かをしっかり考えましょう。
  - ②滞納すると督促を受け、最終的に延滞金を加算されたり、次回以降利用できなくなったりする場合があります。
  - ③困った時は、すぐに市や県の消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- 問八潮市消費生活センター(受付は商工観光課) ☎0336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

**法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス**

**故人の預貯金の払い戻し**

**質問** 先日、父が亡くなりました。相続人は、母と弟と私の3人です。父名義の預金が600万円あります。葬儀やお墓の費用の支払いが必要ですし、母の年金は少ないので当面の生活費も必要となります。そのため、この預金の払い戻しを受けたいのですが、弟とは音信不通で手続きに必要な書類に署名捺印をもらうことができません。このような場合、どうしたら良いでしょうか。

**回答** 以前は、相続人全員によって遺産分割協議が成立するまで、金融機関で預貯金の払い戻しをすることができませんでした。そのため、相続人の中に音信不通の人がいたり、仲違いしていて相続の手続きに協力してもらえない相続人がいる場合、家庭裁判所で遺産分割の手続きをする必要がありました。そうすると、かなり時間がかかってしまい、預貯金の払い戻しを速やかに受けることが困難でした。しかし、相続における預貯金の払い戻しについて、令和元年7月に改正法が施行されました。この改正により、預貯金の一定割合については、相続人が単独で金融機関の窓口で支払いを受けられるようになりました。具体的には、預貯金の額の3分の1の中から、その払い戻しを請求する相続人の法定相続分について払い戻しができるようになりました。設問のケースでは、預金は600万円なので、その3分の1の200万円の中から、母の法定相続分2分の1の100万円と長女の法定相続分の4分の1の50万円、合わせて150万円の払い戻しが可能です(なお、1つの金融機関から払い戻しが受けられるのは、150万円が上限となります)。

この制度による払戻額だけでは、必要なお金を十分に工面できない場合もあります。そのような場合には、家庭裁判所に「仮分割の仮処分」の申し立てをすることになります。上記の法改正により、預貯金に限って条件が緩和されて、仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようになりました。

問埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 廣部俊介(弁護士)

**7月各種無料相談**

☎996-2111

★相談日が祝日の場合はお休みです(⑬を除く)。



※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

**⑤司法書士相談** 問秘書広報課 ☎0373  
土地・建物の所有権移転登記、相続などについての相談  
※2週間前の木曜日午前9時から電話予約  
日7月21日(木) 午後1時~4時  
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

**⑥DV相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)  
日毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

**⑦女性相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
女性が抱えるさまざまな悩みについての相談(女性相談員が対応)  
日毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分  
場駅前出張所内相談室 定4人(電話による事前予約制)

**⑧人権相談** 問人権・男女共同参画課 ☎811  
プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が対応)  
日7月14日(木) 午後1時~4時  
場市民相談室

**⑨心配ごと相談** 問社会福祉協議会 ☎995-3636  
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)  
日7月6日(水)・20日(水) 午後1時~4時  
場身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

**⑩生活困窮者自立相談** 問社会福祉課 ☎493  
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分  
場社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

**⑪こころの健康相談** 問保健センター ☎995-3381  
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)  
日7月4日(月) 午後1時~2時30分  
場保健センター 定2人(電話による事前予約制)

**⑫消費生活相談** 問商工観光課 ☎336  
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時  
場消費生活センター ※受付は商工観光課

**⑬内職相談** 問商工観光課 ☎274  
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)  
日毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分  
場市民相談室

**⑭若年者就職相談** 問ゆまにて ☎996-0123  
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)  
日7月6日(水)・20日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時  
場勤労青少年ホームゆまにて 定5人(電話による事前予約制)

**⑮教育相談** 問教育相談所 ☎995-0077  
児童・生徒の言動やいじめ・不登校に関することなど教育についての相談(専任教育相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時  
場教育相談所(八條小学校西隣)

**⑯家庭児童相談** 問子育て支援課 ☎472  
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)  
日毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時  
場家庭児童相談室

**⑰子育てコーディネーター** 問子育て支援課 ☎951-0229  
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談  
日毎週月~金曜日 午前10時~午後4時  
場やしお子育てほっとステーション

**⑱休日・夜間納税相談** 問納税課 ☎330  
市税・国民健康保険税の納付についての相談 ※相談はなるべく電話でお願いします  
日7月3日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時  
場納税課

**①法律相談** 問秘書広報課 ☎373  
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応)  
※2日前の水曜日午前9時から電話予約  
日毎週金曜日 午後1時20分~4時  
場市民相談室 定8人(電話による事前予約制)

**②税理士相談** 問秘書広報課 ☎373  
相続税など税金全般についての相談  
※2週間前の月曜日午前9時から電話予約  
日7月4日(月) 午後1時~4時  
場市民相談室 定6人(電話による事前予約制)

**③不動産相談** 問秘書広報課 ☎373  
マンションおよび不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)  
日7月11日(月) 午後1時~4時 7月25日(月) 午前9時~正午  
場市民相談室

**④くらしの相談** 問秘書広報課 ☎373  
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)  
日7月13日(水) 午後1時30分~3時30分  
場市民相談室

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎423)へお問い合わせください。